

内閣府告示第三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表大型特殊自動車の項の規定に基づき、  
内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を次のように定める。

平成二十一年一月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

ホイール・キャリヤ

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

